

第 1 号・第 2 号実地研修課程の内容について

1 構成

(1) 実地研修

ア 第 1 号研修

次の行為を必要回数以上行わなければなりません。

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| ・ 口腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） | 10 回以上 |
| ・ 鼻腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） | 20 回以上 |
| ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） | 20 回以上 |
| ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下又は滴下及び半固形の両方） | 20 回以上※ |
| ・ 経鼻経管栄養 | 20 回以上 |

※ 滴下及び半固形の手順を両方実施する場合は、それぞれ 20 回以上の回数を実施する必要があります。

イ 第 2 号研修

次の行為の中で申込み時に申請された行為（4 行為以内）について必要回数以上行わなければなりません。

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| ・ 口腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） | 10 回以上 |
| ・ 鼻腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） | 20 回以上 |
| ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） | 20 回以上 |
| ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下又は滴下及び半固形の両方） | 20 回以上※ |
| ・ 経鼻経管栄養 | 20 回以上 |

※ 滴下及び半固形の手順を両方実施する場合は、それぞれ 20 回以上の回数を実施する必要があります。

※ 実地研修先及び実地研修の講師について

<実地研修先の確保>

実地研修は、原則として受講者が所属する施設・事業所等で実施することとなりますが、所属する施設・事業所等で実施できない場合は、他に実施できる施設・事業所等を確保する必要があります。

<実地研修の講師の確保>

実地研修の講師は、受講者又は受講者が所属する施設・事業所等で確保する必要があります。次に該当する者を確保することが難しい場合は、必ず、今年度の第 1 号・第 2 号講師養成課程に申込み、実地研修の講師を確保してください。

- ・ 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」における指導者講習（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 平成 23 年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（平成 23 年 8 月 24 日 老発 0824 第 1 号老健局長通知）による指導者講習を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 「平成 24 年度喀痰吸引等指導者講習（第一号、第二号研修指導者分）の開催について」（平成 24 年 5 月 18 日 社援基発 0518 第 1 号社会・援護局福祉基盤課長通知）による指導者講習を修了した医師、保健師、助産師及び看護師並びに上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

- ・ 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 平成 24 年度～平成 25 年度 福岡県喀痰吸引等研修（伝達講習）を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 平成 26 年度～平成 28 年度福岡県喀痰吸引等研修（第 1 号・第 2 号講師養成課程）を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

2 応募要件

福岡県内の施設・事業所等が「第 1 号・第 2 号全課程（基本研修＋実地研修）」、「第 1 号・第 2 号実地研修課程」及び講師確保のために必要となる「第 1 号・第 2 号講師養成課程」の受講希望者を取りまとめて申込むこととし、受講希望者が次の①～⑥のいずれの要件も満たすこと。

- ① 受講希望者が不特定の者に特定行為を実施しようとする者であること。
- ② 受講希望者が希望する研修の全ての課程を受講できること。
- ③ 取りまとめを行う施設・事業所等が実地研修先を確保できること。
- ④ 取りまとめを行う施設・事業所等が実地研修の講師を確保できること。
- ⑤ 実地研修事前説明会（実地研修開始に伴う提出書類の審査・回収及びオリエンテーション）に参加が可能であること。

※開催日時・場所については別途ご案内いたします。

- ⑥ 提出書類審査会（修了証書及び認定証の交付に係る提出書類の審査・回収）への参加が可能であること。

※開催日時・場所については研修内にてご案内いたします。

※実地研修終了後に提出する下記の書類について審査会を実施します。

- ・実地研修評価票
- ・実地研修日誌
- ・認定特定行為業務従事者認定証交付申請書
- ・社会福祉法及び介護福祉士法附則 4 条第 3 項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ・住民票の写し（発行から 3 ヶ月以内のもの）

3 募集定員

50 人

※ 第 1 号・第 2 号研修実地研修のみの受講者の合計数を 50 人とします。

4 研修日程及び会場

別添「平成 29 年度福岡県喀痰吸引等研修（第 1 号・第 2 号）実地研修課程カリキュラム」参照

5 受講費用

- ① 受講料 無料
- ② 保険料 2,000 円
(保険料内訳)
・施設所有者賠償責任保険 2,000 円（実地研修時に適用）

※ お支払方法については、受講決定後お知らせいたします。